

※インターネット「はらまち九条の会」で、「九条はらまち」の全号を見ることができます。



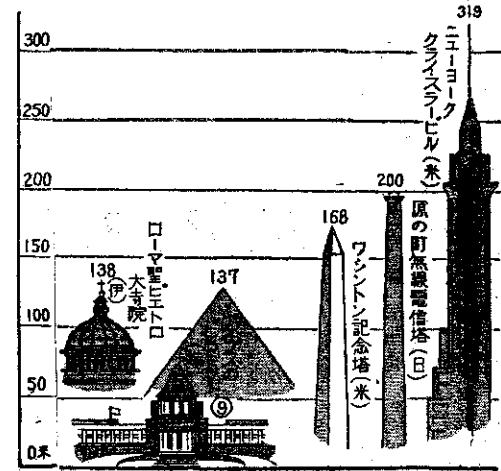
九条はらまち

「はらまち九条の会」ニュース No. 7 5
2008(平成20)年9月1日(月)発行

＜85年前の1923(大正12)年9月1日午前11時58分44秒、関東大震災が起こる。当時原町にあった無線塔が震災の第一報を米国に発信し世界から脚光をあびる＞

◆大正10年に開局の「磐城無線電信局原町送信所」、通称「原町無線塔」。鉄筋コンクリート製、高さ200mが主塔で、周囲の塔との間にアンテナ線が張られていた。「東洋一の高さ」と原町っ子は誇らしげに語ったものです。

◆そして2年後に関東大震災が起き、京浜地区の無線局は壊滅状態となった。たまたま横浜港の停泊船から大震災の無線を傍受し、局長の米村嘉一郎は自ら起草した英文で米国に向け、「本日正午横浜において大地震に次いで火災起こり」と打電する。幸いサンフランシスコでキャッチされ、それから米国をはじめ41か国からの救援活動が開始され、たくさんの救援物資が届けられた。



◆昭和8年にその役割を終えても、市内のどこからも望むことができ原町のシンボルとなっていたが、市民に惜しまれつつ昭和56年、老朽化により解体された。

◆原爆ドームが取り壊されようとした時、「形を失えば、人々の記憶からも消えてしまう」と保存運動が起きて成功。でも無線塔保存の声は届かず、今や姿形のない無線塔は語られることも少なく、もう市民の記憶からもすっかり消えてしまっているかのようです。

◆もしも、現存していたら「世界遺産」になっていたかも？

＜写真＞は昭和56年夏、取り壊し直前の、相馬野馬追祭当日の原町駅通りからの無線塔。堂々と聳え、巨大で迫力もありました。(二上英朗著「原町無線塔六拾年史」より)



▲東雲堂発行『昭和14年 少国民年鑑』「無線塔」がしっかり掲載されています。



11月3日(憲法公布の日/文化の日)「あきいち2008」

「サダコと折り鶴」原爆展を開催

沢田研二「我が窮状」ビデオでどうぞ

来月3日、原町恒例の“あきいち”が開催されます。「はらまち九条の会」もブースを開いて、憲法9条をアピールします。雨天時は中止。

- 時間：午前9時から4時まで、
- 会場：原町区駅通りの旭公園付近

一緒に参加・活動しませんか！

○前日までの準備、あるいは当日ブースの設営、また一緒に街頭で9条をアピールしませんか。「はらまち九条の会」は事務局員だけの会ではありません。今度こそあなたの参加・出演です。事務局員にご連絡下さい。

事務局より

●年会費の納入をお願いいたします

2008年の本会の年会費1,000円を、12月末日頃までに、①直接、最寄りの事務局員に手渡するか、②郵便振替でご納入ください。すでに納入済みの方も多いのですが、未納の方にのみ、恐縮ですが右のような「郵便為替払込取扱票」を郵送させていただきました。お問い合わせの場合は、事務局会計担当の井上由美TEL22-7511・FAX26-0892まで。

- 主な催し物と展示
- 「サダコと折り鶴」原爆写真展
(原爆症のため、折り鶴を960羽折って12歳で死んだ佐々木禎子さんを、26枚の写真パネルで展示)
- 原爆瓦展示(広島原爆の高熱で溶けた屋根瓦です)
- 「センソウホウキ」(センソウ箒=戦争放棄)を、折り鶴や、平和の短冊を書いて飾ろう！
- 37年前に旧原町市発行の「憲法」複製版の販売
- 憲法9条の「写憲」にチャレンジ！
- 憲法9条のしおり・チラシをどうぞ！
- 「無言館」(長野県上田市の戦没画学生慰霊美術館)の絵画コピー10枚をミニ展示
- ジョー・オダネル写真集「トランクの中の日本」小学館発行(¥2,625)など本の販売
- ジュリーの歌「我が窮状」をビデオで聴こう！

払込取扱票		郵便振替払込請求書受領証	
00	02260-1	89911	02260-1
はらまち九条の会		はらまち九条の会	
郵便振替には手数料120円がかかります		郵便振替には手数料120円がかかります	
おとこ(振込番号)	おなまえ	おとこ	おなまえ
振込金額	振込日	振込金額	振込日
振込先		振込先	
振込手数料		振込手数料	

歴史的・画期的な判決 自衛隊のイラク派兵は違憲！

＜講演会報告＞ 航空自衛隊の年内撤退を 原町区 会員 大貫昭子

8月30日（土）、今年4月17日のイラク派兵違憲判決を勝ち取った、イラク訴訟弁護団事務局長の川口創（はじめ）氏を迎えて、原ノ町駅前ホテル・ラフィヌで講演会が開催されました。

主催は「福島県立高教組」「相双教職員九条の会」、「はらまち九条の会」・「相馬市九条の会」が後援でしたが、一般市民の方の参加も多多く58名の参加者で会場はいっぱいになりました。

マスコミが戦争の実態を報道しないことも手伝って、私たちがイラク戦争のことを知らないという罪深さ。知らないということは、加害行為を認め、続けることと同じであること。無法なイラク戦争に日本は荷担し（一例として、自衛隊が空輸しているのは物資ではなく米兵であり、その増派された米兵がバグダード攻撃を強化している）、罪のないイラクの人々を殺している。その怒り、悲しみが裁判官を動かしたこと。

裁判の生の様子や、DVD「イラク戦場からの告発」を使って、書ききれないたくさんのお話を伝えてくれ、質疑応答の時間がなくなるほどの熱の入ったお話でした。

私たちは何をなすべきだろうか。ボールは我々に投げかけられた。

裁判所はやるべきことを全てやっ 講演者川口弁護士。次は主権者たる国民の番。まず、航空自衛隊の年内撤退を勝ち取る、と結んでいます。



○DVD「イラク戦場からの告発」①しのびよる放射能の恐怖、②わざと残す不発弾、③フセインとアメリカ、④急増する戦争被害者、⑤戦争あかん）は、私たちに知らされないアメリカの重大な戦争犯罪を告発。貸出しご希望の方は事務局へお申し出ください。

一目でわかる判決のポイント ▼自衛隊イラク派兵差止訴訟の会発行「差止ニュース」19号より

「違憲判決」って何がすごいのか？

ナント！

私たちに有利なことばかりが書いてある！

私たちの訴えてきたこと

- ①自衛隊のイラク派兵を「差止め」で欲しい
- ②イラク特措法が違憲であること、自衛隊の派兵自体が憲法9条に違反していることを認めて欲しい
- ③「戦争をしない日本に生きる権利（平和的生存権）」が侵害されているので、慰謝料を求める
※慰謝料は、裁判上の戦略として加えたもので、ぶっちゃけなくてもいい。

出された判決

政府の権限であり、原告にこの差止めを求める資格はない。

今の裁判制度では、原告にこの確認を求める資格はない。

原告の中で、自衛隊の派遣によって損害賠償が必要なほどの被害を被った者がいるとはいえない。

訴えはいずれも棄却、費用も自分で負担＝敗訴

高等裁判所が認めたこと

イラクはまさに戦争地帯である。

航空自衛隊の米軍を運ぶ活動は、イラク特措法2条2項と、活動地域を「戦争していない地域」に限定した同条3項に違反し、かつ、憲法9条1項に違反する。

基本的人権は平和なしにはあり得ないから、単に憲法の基本的精神や理念を表明しただけでなく、具体的な権利性がある。

国が憲法9条に違反した場合には、裁判所に対して差止請求や損害賠償請求等を求めることができる。

憲法9条が、ミン

国が、この判決を取り消せない！
どんなに国に不利な内容が書かれていても、裁判自体は勝っているのだから、判決が納得いかないからと、最高裁判所に申し立て（上告）できない。

上告しないとどうなる？
この判決に使われた「理由」が、裁判所のこれからの基本的な考え方の一つとして「確定」する。つまり、これから全国の裁判所が「憲法違反」とか「平和的生存権に反する」とか言いやすくなる＝私たちが「戦争をしない国づくり」がしやすくなる。

私たちが勝っていたらどうなった？
国は負けたから、「判決に納得いかない」と最高裁に持っていける。すると、国が選んでいる裁判官が判決するんだから、私たちに有利になるはずがない。＝9条違反とか、平和的生存権は具体的なものと言った内容全てが否定され、なかったことにされる＝今までどおり国は「戦争のできる国づくり」ができる。

こんなこと、普通簡単には書けない！
・前例がない
・市民が選んだ国の代表がやることを批判するのは勇気がいる

憲法9条1項に違反
憲法改正を進める国も、さすがに1項は変えられないと思っている。その1項に違反してると言われてしまったので、2項だけを変えても意味がなくなってきた。憲法改正（悪）の勢いが止まる！？

じゃ、なんで書いたの？
・それだけ、イラクに行くことが危険な状況になっているから
・私たちが法廷内外で活動し、全国と連携して訴えたから
・裁判所が司法府としての責任を果たしたから

と、言うことで、表層的な「負け」を認めて上告しないことで、実は私たちに有利な判決を「確定」させた。

この判決は、裁判官が私たちに投げ返してくれたチャンス。

このチャンスを扱うのは私たち。

ここまで考えると、すごい判決だ！ということがよくわかる。

では、私たちは今後どうするべき？

- ・この判決を十分理解すること
- ・判決を全国に広めること
- ・国に、この判決を尊重させること
- ・弁護士が出張学習会をしています
- ・弁護士たちや会を支援してください
- ・一緒に戦争をしない国づくりをしましょう！